

立教 188 年 わかぎおちばひのきしん 憩の家受診時における「健康保険証の扱い」について

これまでの紙の健康保険証は、2024 年 12 月 2 日をもって新規発行が終了し、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）が基本となりました。

紙の健康保険証は、有効期限内（最長 2025 年 12 月 1 日）であれば、「こどもおちばがえり・わかぎおちばひのきしん」への参加中、天理よろづ相談所病院「憩の家」受診の際に利用できますが、有効期限が過ぎていれば、マイナ保険証を利用する必要が生じてきます。マイナ保険証を利用するには、マイナンバーカードの取得と健康保険証利用の登録が必要になります。

よって、本年のこどもおちばがえり・わかぎおちばひのきしん時における「憩の家」受診時に必要な健康保険証は、以下のいずれかになります。

〈「憩の家」受診に必要な健康保険証〉

- | | |
|------------------------------|------------------------------------|
| ① 紙の健康保険証（コピー可）
*資格確認書でも可 | ② マイナ保険証（コピー不可）
*顔認証可または暗証番号が必要 |
|------------------------------|------------------------------------|

ただし、紙の健康保険証の有効期限が過ぎている場合、マイナ保険証を未成年である中学生に持参させることが必ずしも容易でないことが想像されます。そうした場合は「憩の家」より以下の指導を受けていますのでお知らせします。

〈マイナ保険証を中学生に持参させることが難しい場合〉

- ③ マイナポータルに表示される「被保険証資格情報の PDF ファイル」を印刷したもの。または「被保険証資格情報」の画像

- ④ マイナンバーカード（表面）のコピー、またはマイナンバーカード（表面）の画像

※ 被保険証資格情報のみでは、本人の顔写真と生年月日が不明であるため、マイナンバーカードの情報も必要

上記の③と④を同時に提示することにより、「憩の家」受診時に保険診療、保険調剤を受けることができます。

隊責任者の方におかれましては、わかぎおちばひのきしんに参加する中学生一人ひとりの健康保険証を確認し、それぞれの状況に応じた対応をお願いします。

なお、個人情報の取り扱いには十分に配慮してください。